

川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、川崎市認知症サポーター等養成事業実施要綱第4条の規定に基づき、川崎市の認知症の普及啓発を目指した同事業の円滑な実施を図るため、川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) キャラバン・メイト、認知症サポーターのフォローアップ研修等の企画
- (2) 認知症の普及に関するニーズのマッチング
- (3) 協議会の会員相互の交流・情報交換
- (4) その他認知症の普及啓発に関する事項

(会員)

第3条 会員は、第1条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) 川崎市認知症キャラバン・メイト養成研修の受講修了者
- (2) その他協議会が特に必要と認める者

(関係機関等)

第4条 以下に掲げる関係機関等については、協議会と積極的に連携を図るものとする。

- (1) 区役所保健福祉センター地域支援担当及び高齢・障害課並びに地区健康福祉ステーション
- (2) 地域包括支援センター
- (3) その他協議会が特に必要と認める機関等

2 関係機関等は、高齢者福祉の相談支援機関として、第1条の目的の達成を目指し、協議会に参加することができる。

(運営委員会)

第5条 協議会に、その運営に関する執行機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、20人以内の委員をもって組織し、構成については別表のとおりとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

6 委員長は協議会を代表し、副委員長は委員長の職務を補佐する。

7 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する他の委員が、順次に委員長の職務を代理する。

(総会)

第6条 総会は、会員のスキルアップや会員相互の交流などを目的として、年1回程度開催するものとし、議長には委員長をもって充てる。

2 委員長が欠席のときは、第5条第7項の規定を準用する。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業報告及び事業計画に関すること

(2) 運営委員会委員の選任に関すること

(3) 会則に関すること

(4) その他、総会の議決が必要と認められる事項

4 議事は、出席会員(事項の規定により委任した会員を含む)の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会員は、議決権を議長に委任することができる。

(費用弁償)

第7条 協議会にあらかじめ報告し承認された認知症サポーター養成講座を開催する会員へは、次の場合を除き、別に定める交通費相当の費用弁償を支給することができる。

(1) 会員が業務として講師となる場合

(2) 他から交通費の支給がある場合

(3) その他、協議会が支給の必要がないと認めた場合

2 この他、支給について必要な事項は、運営委員会において協議する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、川崎市高齢社会福祉総合センター人材開発研修センターに事務局を設置する。

(その他必要な事項)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この会則は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年9月29日から施行する。

別表（第5条関係）

川崎市認知症ネットワーク会員
公益社団法人 認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人
認知症介護指導者養成研修修了者
地域包括支援センター職員
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室及び区役所保健福祉センター 地域支援担当の職員
その他運営委員会が必要と認める者